

第 52 号議案

滋賀県教育委員会事務局職員服務規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務局職員服務規程（昭和 29 年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 23 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務局職員服務規程の一部改正

第 7 条第 2 項中「10 の項および 11 の項」を「7 の項および 8 の項」に改める。
第 7 条の 2 第 2 項中「別表第 2 の 10 の項」を「別表第 2 の 7 の項」に改める。
第 7 条の 3 第 2 項中「別表第 2 の 11 の項」を「別表第 2 の 8 の項」に改める。

付 則

この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

令和3年(2021年)12月23日
12月定例教育委員会
第52号議案関係資料
第53号議案関係資料

「滋賀県教育委員会事務局職員服務規程」および
「滋賀県立学校職員服務規程」の一部改正の概要について

1 改正理由

国家公務員において、非常勤職員の産前・産後休暇が有給化されることなどを踏まえ、本県人事委員会所管の職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則（平成6年滋賀県人事委員会規則第32号。以下「規則」という。）が一部改正されることから、当該改正箇所を引用している「滋賀県教育委員会事務局職員服務規程」および「滋賀県立学校職員服務規程」について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

非常勤職員の産前・産後休暇が有給化されることにより規則の別表に項ずれが生じるため、各服務規程中において引用する項ずれを改めるもの。（別添新旧対照表参照）

3 施行日

令和4年1月1日

滋賀県教育委員会事務局職員服務規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 (特別休暇)</p> <p>第7条 職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)は、職員の勤務時間条例第12条から第19条までに規定する特別休暇を受けようとするときは、職員の休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。</p> <p>2 会計年度任用職員は、職員の休日休暇規則別表第1に掲げる場合の有給休暇(職員の休日休暇規則第25条第1項に規定する有給休暇をいう。)または職員の休日休暇規則別表第2(10の項および11の項を除く。)に掲げる場合の無給休暇(同条第2項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。)を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第7条の2 職員(会計年度任用職員を除く。)は、職員の勤務時間条例第20条第1項に規定する介護休暇を受けようとするときは、職員の休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。</p> <p>2 会計年度任用職員は、職員の休日休暇規則別表第2の10の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p>	<p>第1条～第6条 省略 (特別休暇)</p> <p>第7条 職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)は、職員の勤務時間条例第12条から第19条までに規定する特別休暇を受けようとするときは、職員の休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。</p> <p>2 会計年度任用職員は、職員の休日休暇規則別表第1に掲げる場合の有給休暇(職員の休日休暇規則第25条第1項に規定する有給休暇をいう。)または職員の休日休暇規則別表第2(7の項および8の項を除く。)に掲げる場合の無給休暇(同条第2項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。)を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第7条の2 職員(会計年度任用職員を除く。)は、職員の勤務時間条例第20条第1項に規定する介護休暇を受けようとするときは、職員の休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。</p> <p>2 会計年度任用職員は、職員の休日休暇規則別表第2の7の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。</p>

(介護時間)

第7条の3 職員（会計年度任用職員を除く。）は、職員の勤務時間条例第20条の2第1項に規定する介護時間を受けようとするときは、職員の休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

2 会計年度任用職員は、職員の休日休暇規則別表第2の11の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。

以下 省略

(介護時間)

第7条の3 職員（会計年度任用職員を除く。）は、職員の勤務時間条例第20条の2第1項に規定する介護時間を受けようとするときは、職員の休日休暇規則に定める手続をとらなければならない。

2 会計年度任用職員は、職員の休日休暇規則別表第2の8の項に掲げる場合の無給休暇を受けようとするときは、前項に規定する職員の例により必要な手続をとらなければならない。

以下 省略